

## 参考資料1

学校教育情報化推進専門家会議  
(第1回) 令和3年9月9日

# 学校教育情報化推進会議の設置について

令和2年2月4日  
関係省庁申合せ  
令和3年8月1日  
令和3年9月1日  
一部改正

## 1. 目的

「学校教育の情報化の推進に関する法律」(令和元年法律第47号)第22条第1項の規定に基づき、関係行政機関が、学校教育の情報化の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るための相互の調整を行うため、学校教育情報化推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

## 2. 組織

(1) 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

デジタル庁統括官(デジタル社会共通機能担当)付審議官

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官

総務省大臣官房審議官(情報流通行政局担当)

文部科学省大臣官房学習基盤審議官

経済産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官

(2) 推進会議に議長を置く。議長は、デジタル庁統括官(デジタル社会共通機能担当)付審議官及び文部科学省大臣官房学習基盤審議官の共同議長とする。

(3) 推進会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

## 3. 幹事会

(1) 推進会議を補佐するため、関係課室の課室長等(別紙)を幹事とする幹事会を置く。

(2) 幹事会は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

## 4. 庶務

推進会議(幹事会を含む。以下同じ。)の庶務は、デジタル庁及び文部科学省において処理する。

## 5. その他

前各項に定めるもののほか、推進会議に必要な事項は、推進会議において定める。

(別紙)

学校教育情報化推進会議幹事会

デジタル庁統括官（戦略・組織担当）付参事官（総務担当）

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（教育・人材担当）

総務省情報流通行政局情報流通振興課長

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課長

経済産業省商務情報政策局サービス政策課長